

常時監視測定項目の検証について

1 前回までのまとめ

(1) 測定局の配置状況についての確認

- ア 東京都における測定局配置等の考え方
- イ 国の事務処理基準と現行の測定局数との比較
浮遊粒子状物質については44局超過している。

(2) 大気汚染物質の検証手法についての確認

- ア 二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、非メタン炭化水素
NO₂は環境基準が一部未達成であること、SO₂とCOは過去に一度見直しを実施していること等により、これまでどおりの常時監視を継続する。
- イ 浮遊粒子状物質
ディーゼル車規制以降大気環境は改善し、環境基準を全ての測定局で継続して達成していること等により、全ての測定局の相関を確認、検証する。

(3) 浮遊粒子状物質についての検証

- ア 環境基準達成状況の検証
一般局、自排局ともに、環境基準を安定的に達成していることを確認した。
- イ 局地汚染の検証
2%除外値においては、特殊沿道局、湾岸域ともに、他の一般局・自排局と比較しても大きな差異は見られないことを確認した。
- ウ 一般局と自排局の差
1997年度と2017年度について、一般局と自排局の2%除外値及び年平均値の頻度分布を比較し、2017年度については、ほぼ重なることを確認した。
- エ 相関マトリクス及びデンドログラムの作成
2017年度について、相関係数マトリクスとデンドログラムを作成し、クラスター解析の結果をマッピングした。クラスターは多摩部・区部に大きく分かれ、多摩西部、多摩中央部、世田谷区から練馬区にかけての領域、足立・葛飾・江戸川区にかけての領域、湾岸部を含む領域等にクラスターが形成されることを確認した。

2 今回の報告事項

- (1) 2015、2016、2017年度について、単年度毎にクラスター解析を行った結果の比較
- (2) 3年度（2015-2017年度）まとめてクラスター解析を行った結果の報告